

2009年8月25日

「権利制限の一般規定」に対する意見

社団法人 日本音楽著作権協会

社団法人 日本芸能実演家団体協議会

社団法人 日本レコード協会

社団法人 日本音楽事業者協会

社団法人 音楽出版社協会

社団法人 音楽制作者連盟

日本音楽作家団体協議会

I 「権利制限の一般規定」の導入に反対します

1 検討の前提についての問題点

- (1) 「権利制限の一般規定」を導入すべきとの意見には、実質的には権利者の利益を不当に害していると言えない著作物の利用への対応に関するものと、ネットワークにおけるコンテンツの流通促進に名を借りて、ビジネスにおける著作権侵害の例外を拡大させようとするものがあるが、これらは本来、同列に議論すべきものではない。
- (2) ベルヌ条約等が定めるスリーステップテストに適合するか否かについても、十分な検討が未だになされていない。

I 「権利制限の一般規定」の導入に反対します

2 反対の理由

- (1) 実質的に権利者の利益を不当に害しないような利用については、現行著作権法における個別権利制限規定の下で、権利者による許諾等の対応が既になされており、特段の問題は生じていない。
- (2) 「権利制限の一般規定」を導入することによって、コンテンツの流通が促進されたり、新規ビジネスが遂行し易くなるといった根拠のない主張に基づいて、権利者の権利を制限すべきではない。
- (3) 「権利制限の一般規定」が、実質的に権利者の利益を侵害する事例にまで拡大して適用されるおそれがある。
- (4) 法定損害賠償・懲罰的損害賠償制度などを設けずに、「権利制限の一般規定」のみ導入することは侵害のし得を許し、当事者間の公平性を欠く。
- (5) インターネット上に適法コンテンツを上回る程大量の違法コンテンツがあふれている中で、仮に「権利制限の一般規定」を導入した場合、それを盾にとりて侵害ではないと主張する、いわゆる「居直り侵害者」が多数現れる可能性が高く、権利者が対処しなければならない時間、労力及びコスト等の負担が一方向的に増大する。
- (6) 仮に「権利制限の一般規定」の対象範囲を非営利・零細な利用に限って検討するとしても、私的使用のための複製やその他の個別権利制限規定との関係が明確ではなく、権利者の不利益がさらに拡大することが懸念される。

Ⅱ 法制問題小委員会における検討に対する要望

- 1 音楽著作物の利用について不都合が生じたり、新規ビジネスに対する委縮効果や新技術への対応が遅れている具体例があるのであれば、むしろ、利用許諾や個別権利制限規定による対応の可能性を十分に検討すべきである。
- 2 産業・経済の発展の視点に偏らず、文化の発展に寄与するという著作権法の目的に立ち返って検討すべきである。